

みなかみ町カルチャーセンター
指定管理者募集要項

みなかみ町教育委員会 生涯学習課

目 次

1. 指定管理者募集の目的
2. 対象となる施設の概要
3. 指定管理者が行う管理の基準
4. 指定管理者が行う業務の範囲
5. 利用料金収入
6. 指定管理者の業務にかかる経費
7. 指定管理者の指定期間
8. 応募資格等
9. 応募方法
10. 指定管理者の選定
11. 協定
12. 付帯条件
13. その他
14. 問い合わせ先

みなかみ町カルチャーセンター指定管理者募集要項

1. 指定管理者募集の目的

みなかみ町カルチャーセンターの管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定及びみなかみ町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年10月1日条例第61号）の規定により、みなかみ町カルチャーセンターの管理運営に関する業務を行う指定管理者の候補を募集します。

2. 対象となる施設の概要

(1) 施設の名称

みなかみ町カルチャーセンター

(2) 所在地

みなかみ町上牧1735番地

(3) 施設の目的

町民の生涯学習及び芸術文化活動の振興と魅力ある地域社会の形成を図るため、カルチャーセンターを設置する。

(4) 建設年度

平成9年度

(5) 施設の概要

名 称：みなかみ町カルチャーセンター

所 在 地：みなかみ町上牧1735番地

建物概要：鉄筋コンクリート造（地上2階、地下1階建）

敷地面積：12,945.38㎡ 建築面積：2,181.99㎡

延床面積：2,121.84㎡

施設概要：つきよのホール

○1 階

客席、舞台、親子席、映写室、控室、稽古場、ピアノ室等

○2 階

調光室、音響室、シーリングスポット室等

○地 階

機械室等

コミュニティ施設

○大会議室、会議室、和室、児童図書室、エントランスホール、事務室等

駐車場

○150台

3. 指定管理者が行う管理の基準

管理運営を行うにあたっての基本事項は次のとおりとする。

(1) 休館日

施設の休館日等については、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て決定する。

(2) 個人情報の取り扱い

指定管理者は、みなかみ町個人情報保護条例の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的に使用してはならない。

(3) 関係法令等の遵守

指定管理者は、みなかみ町カルチャーセンターの管理運営を行うにあたって関係法令、関係条例等を遵守すること。

4. 指定管理者が行う業務の範囲

詳細は別紙仕様書の8業務内容を参照すること。

5. 利用料金収入

利用料については、指定管理者の収入とする。（令和3年4月1日以降の利用分が対象）

利用料金の額は、条例等で定める額の範囲内において、教育委員会の承認を得て指定管理者が定めることができる。

6. 指定管理者の業務にかかる経費

みなかみ町カルチャーセンターに関わるすべての経費は、利用料金及びその他の収入をもって充てるものとする。

7. 指定管理者の指定期間

指定期間は、原則として令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、指定管理者からの提案内容によっては、指定期間の変更を行う場合がある。

なお、この期間は町議会の議決を経て、正式に指定期間とする。

8. 応募資格等

(1) 応募者の資格は、法人その他の団体であって、次の要件を満たす団体とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- ② 指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 国税、都道府県税、市町村税、消費税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っていないこと。

(2) 複数の団体がグループを構成して応募する場合（以下「グループ応募」とい

う。)は、代表団体を定めること。

(3) 応募一団体又は一グループにつき申請は一件とする。

9. 応募方法

(1) 募集要項等の配布

① 配布期間

令和2年9月25日から令和2年10月24日まで（但し、休館日は除きます。）

午前8時30分から午後5時15分まで

② 配布場所

ア みなかみ町教育委員会事務局 生涯学習課 みなかみ町カルチャーセンター
〒379-1303 利根郡みなかみ町上牧1735番地

電話番号：0278-20-4040

イ 役場ホームページからダウンロードする場合。

URL：<https://www.town.minakami.gunma.jp>

※ホームページからダウンロードした時は、受付のため「カルチャーセンター」まで必ず連絡して下さい。電話番号：0278-20-4040

③ 配布資料

ア 応募に係る資料

イ みなかみ町カルチャーセンター条例及び施行規則等（役場ホームページよりダウンロードしてください。）

ウ みなかみ町カルチャーセンターの概要図書類（役場ホームページよりダウンロードしてください。）

(2) 提出書類

① 申請書（様式第1号）

② 事業計画書

③ 収支予算書（令和3年度から令和7年度まで）

④ 申請者グループ構成員表及び団体の概要に関する書類

⑤ 申請団体の定款又は寄附行為等（法人以外の団体にあつてはこれに類するもの）

⑥ 登記事項証明書及び役員名簿

⑦ 財産目録、損益計算書及び貸借対照表（申請前事業年度）

⑧ 国税、都道府県税、市町村税、消費税を滞納していない証明

⑨ 指定申請書を提出する日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画及び収支予算書

⑩ 質問票

⑪ その他町長が必要と認める書類

・防火管理者（甲種防火管理者講習課程修了者）を証するもの（コピー可）

・危険物取扱者（乙種第4類）を証するもの（コピー可）

・舞台技術者経歴書等（コピー可）

上記のうち、提出できないものについては、生涯学習課（カルチャーセンター）と協議すること。

申請書類については、A4サイズ（またはA4サイズに折りたたみ可）とし、

クリップ、ファイリング等によりまとめのうえ提出すること。

(3) 提出部数

正1部、副12部（コピー可）

(4) 受付期間

令和2年9月25日から令和2年10月24日まで（但し、休館日は除きます。）

午前8時30分から午後5時15分まで

(5) 提出先

募集要項配布場所アと同じ

(6) 募集要項に関する質問の受付

① 期間

令和2年9月25日から令和2年10月8日まで

② 提出方法

募集に関する質問書（別添様式）により行うこと。

郵送（必着）FAXでも可とする。なお、電話、口頭による質問は受け付けない。

※ 質問に対する回答は、10月16日までに原則として募集要項受領者全員に回答。

10. 指定管理者の選定

(1) 選定の基準

① 事業計画書の内容が町民の平等な利用を確保することができるものであること。

② 事業計画書の内容が当該施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

③ 指定を受けようとする団体が事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

④ その他、町長が当該施設の設置の目的を達成するために必要と認める基準に適合していること。

(2) 選定方法

みなかみ町公の施設指定管理者選定委員会において、書類審査及び面接審査を行い、その結果を踏まえ、町長が指定管理者の候補を選定する。

(3) 決定

指定管理者は、町議会の議決を経て決定する。

11. 協定

町と指定管理者と協議のうえ、事業を円滑に実施するために指定期間における基本的な事項を定めた「基本協定」及び年度ごとに締結する「年度協定」を締結する。

12. 付帯条件

- (1) 新たに指定管理者となる者は、現在の教育委員会が雇用している職員のうち継続雇用を希望する者を引き続き雇用すること。
- (2) 雇用確保のため、町内に住所を有する者を優先して雇用するよう配慮する。

13. その他

- (1) 費用負担
応募に関して必要となる経費は、申請者の負担とする。
- (2) 著作権の帰属等
応募の提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、町は指定管理者の選考に必要な場合など、その他町が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を無償で複製できるものとする。また、提出書類は理由の如何を問わず返却しない。
- (3) 提出書類の情報公開
指定管理者に関する情報について、町に対し情報公開請求があった場合には、透明性の確保から、提出された書類について公開する場合がある。
- (4) 虚偽記載の取扱い
提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
- (5) 応募辞退
応募受付後に辞退する場合は、辞退届（別添様式）を提出すること。
- (6) スケジュール

年 月 日	内 容
令和2年9月25日～令和2年10月24日	募集要項の配布
令和2年9月25日～令和2年10月8日	募集に関する質問書の受付
令和2年10月16日（期限）	質問に関する回答
令和2年9月25日～令和2年10月24日	応募書類の受付

14. 問い合わせ先

みなかみ町教育委員会事務局 生涯学習課 みなかみ町カルチャーセンター
〒379-1303 利根郡みなかみ町上牧1735番地
電話番号 0278-20-4040
ファックス 0278-72-4061
E-mail office-culture@town.minakami.gunma.jp